関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二五トン
四	二三、一七八トン
五	一、三七七トン
六	九トン
七	一九トン
八	一二トン
九	三五、三三三トン
一〇	六、二三六トン
一一	一〇、六四九トン
一二	六六、五八三トン
一三	五、〇三〇、八三八トン
一四	一、〇六〇、一三五トン
一四の二	四四〇、二一八トン
一五	四一三トン
一六	一一、一八二トン
一七	一三二、五三九トン
一八	一三、六八七トン
一九	一、〇一六トン
二〇	三六二トン
二一	二〇、二一六トン
二二	七一三トン
二三	四、九九六トン
二四	一八トン
二五	〇トン
二六	四、〇三六トン
二七	一二、四二五トン
二八	三トン
二九	五〇四トン

○財務省告示第五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万九千四百六トン

二　冷凍牛肉　二十四万六千三百八十七トン

○財務省告示第六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十九万二千六百四十トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十九万二千六百七十三トン

○財務省告示第六十一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月十一日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

表供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金の項中「地方法務局出張所（さいたま地方法務局川口出張所に限る。）の歳入歳出外現金出納官吏」を削る。

○文部科学省告示第十九号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一の二の㈢に後段として次のように加える。

この場合において、当該学生納付金については、その算出根拠となる学生数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四八二	九八四	六五二	二二、〇四九（九、六一九）	三、四二六（一、七九五）
設備の整備に要する経費	三五	七〇〇	一三七	六、六七二（四、九六九）	一、七六二（六四四）
合計	五一七	一、六八四	七八九	一八、七二一（一四、五八八）	五、一八八（二、四三九）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七二三	一、三二〇	九五二	一三、九五七（一〇、八五七）	三、七五九（一、八五六）
設備の整備に要する経費	六八	一、三九九	二七三	八、九三九（六、三八九）	二、三九三（六四四）
合計	七九一	二、七一九	一、二二五	二二、八九六（一七、二四六）	六、一五二（二、五〇〇）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三四	三一五	二五八	
設備の整備に要する経費	一〇	二一〇	四二	
合計	二四四	五二五	三〇〇	

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項、設備の整備に要する経費の項及び合計の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二七七	三九三	三一一
設備の整備に要する経費	二一	四二〇	八二
合計	二九八	八一三	三九三